

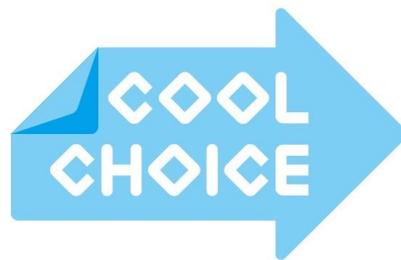


三島市役所の地球温暖化対策

地球にやさしい率先行動計画

—地球温暖化対策地方公共団体実行計画【事務事業編】—

第 5 版



未来のために、いま選ぼう。

策定日：令和4年3月18日

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的と位置づけ	2
3 計画期間及び基準年度	2
4 計画の対象範囲	3
5 対象となる温室効果ガス	3
第2章 基準年度の温室効果ガス排出量	4
1 温室効果ガス排出量の算定方法	4
2 温室効果ガス排出量の算定結果	5
第3章 前計画の目標達成状況	6
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	9
1 目標設定の考え方	9
2 総合目標	9
3 個別目標	10
第5章 温室効果ガス排出量削減のための取組	12
1 取組方針	12
2 具体的な取組内容	13
(1) 公共施設の省エネルギー化の推進	13
(2) 再生可能エネルギーの率先導入	15
(3) 職員等の率先行動と意識の向上	16
(4) ごみの減量と資源化の推進	18
(5) 次世代自動車の導入の推進	19
第6章 計画の推進	20
1 計画の推進体制	20
2 計画の進行管理	20
3 公表	20
参考資料	21
1 地球温暖化対策の推進に関する法律	21
2 地球温暖化対策計画	23
3 温室効果ガス排出係数（2020年度）	25
4 用語解説	27

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

近年、世界的な平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が確認されており、国内においても平均気温の上昇や大雨・台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。また今後は、豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、地球温暖化が原因とされる気候変動問題は、私たちにとって避けることができない喫緊の課題となっています。

このような状況の中、国際社会においては、2015（平成27）年の11～12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界全体の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃までに抑えるよう努力することが目標として定められています。

これを受け政府は、2020（令和2）年10月に、パリ協定で定める目標を踏まえた2050（令和32）年度までの温室効果ガス排出量実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを宣言し、2021（令和3）年4月には、2030（令和12）年度の削減目標について、2013（平成25）年度から46%削減することを表明しました。

また、これらの目標を実現するため、2021（令和3）年5月に地球温暖化対策推進法が改正され、その基本理念に2050（令和32）年の脱炭素社会の実現が明記されるとともに、2021（令和3）年10月には地球温暖化対策計画が改訂され、我が国の中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが明記されました。

一方、三島市においては、2001（平成13）年3月に第1版となる「地球にやさしい率先行動計画」、2006（平成18）年8月に第2版、2012（平成24）年3月に第3版、2017（平成29）年3月に第4版を策定し、計画に定められた施策を推進することにより、市の事務事業等から排出される温室効果ガスの削減に努めてきました。

今回、2022（令和4）年3月をもって「地球にやさしい率先行動計画【第4版】」の計画期間が終了するため、本市を取り巻く環境の変化、国・県の計画や温室効果ガス排出量の削減目標、第3次三島市環境基本計画や地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】等と整合を図りながら、新たな「地球にやさしい率先行動計画【第5版】」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、その削減に努めていこうとするものです。

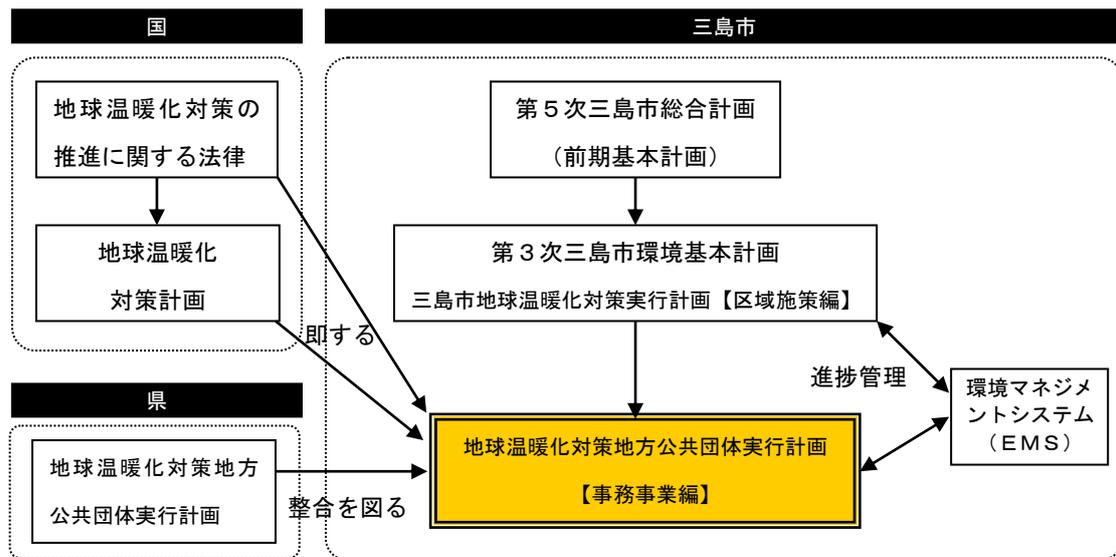
2. 計画の目的と位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき、地球温暖化対策地方公共団体実行計画【事務事業編】として策定するもので、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置について定めたものです。

本計画を推進することにより、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するとともに、市が率先して地球温暖化対策の取り組みを実践することで、市民や事業者の主体的な取り組みを促進します。

なお、本計画の推進にあたっては、法令及び国や県の計画、三島市の環境の保全および創造に関する基本的な事項を定めた第 3 次三島市環境基本計画、三島市域の地球温暖化対策について定めた三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】等の他の計画と整合を図るとともに、環境マネジメントシステム（EMS）を十分活用し、計画の進捗管理を行っていきます。

図 1 計画の体系図



3. 計画期間及び基準年度

第 3 次三島市環境基本計画及び地球温暖化対策地方公共団体実行計画【区域施策編】と整合を図り、本計画の計画期間を、2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間とし、5 年を目途に見直しを行います。また、温室効果ガス排出量の基準年度を 2013（平成 25）年度とします。

ただし、社会情勢の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市及び一部事務組合（三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合）が行う全ての事務事業とし、対象とする施設は、出先機関を含めた全ての施設（指定管理者導入施設を含む）とします。

5. 対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガスのうち、市の事務・事業で排出される二酸化炭素（CO₂）、一酸化二窒素（N₂O）、メタン（CH₄）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類を対象とします。

表1 対象となる温室効果ガスの種類

ガス種別	地球温暖化係数※1	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	1	電気の使用、化石燃料の消費、廃棄物中の廃プラスチック類の燃焼等
メタン(CH ₄)	25	自動車の走行、廃棄物の燃焼、下水処理等
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	自動車の走行、廃棄物の燃焼、下水処理等
ハイドロフルオロカーボン(HFC)※2	1,430	カーエアコンの使用

※1 各温室効果ガスが地球温暖化に及ぼす影響を二酸化炭素の効果に対する比率で表した値

※2 ハイドロフルオロカーボン（HFC）は、1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）

第2章 基準年度の温室効果ガス排出量

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

各温室効果ガス排出量の算定は、環境省策定の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、「地方公共団体実行計画（事務事業編）温室効果ガス排出量算定支援ツール」を使用し算定しました。

$$\text{温室効果ガス排出量 (CO}_2\text{ 換算)} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

- 活動量：燃料使用量や電力使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量
- 排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量
- 地球温暖化係数：各温室効果ガスが地球温暖化に及ぼす影響を二酸化炭素の効果に対する比率で表した値

2. 温室効果ガス排出量の算定結果

2013（平成 25）年度に三島市の事務・事業から排出された温室効果ガス総排出量は 29,050t-CO₂ です。このうち、電気の使用と廃プラスチックの焼却による排出量が多く、それぞれ総排出量の 43.8%と 43.6%を占め、排出量の合計は 25,377t-CO₂ となります。

表 2 基準年度（2013 年度）の排出源別温室効果ガス排出量

項目		排出ガス	活動量		排出量	
			単位	活動量	t-CO ₂	構成比
燃料の使用	ガソリンの使用	CO ₂	L	72,781	169	0.58%
	灯油の使用	CO ₂	L	207,415	516	1.78%
	軽油の使用	CO ₂	L	34,450	89	0.31%
	A重油の使用	CO ₂	L	4,700	13	0.04%
	LPGの使用	CO ₂	m ³	74,059	443	1.52%
	都市ガスの使用	CO ₂	m ³	509,064	1,166	4.01%
	ディーゼル機関(定置式)における軽油の使用	N ₂ O	L	50	0.001	0.00%
	ディーゼル機関(定置式)におけるA重油の使用	N ₂ O	L	4,700	0.097	0.00%
	家庭用機器における灯油の使用量	CH ₄ N ₂ O	L	1,731	0.023	0.00%
	家庭用機器におけるLPGの使用量	CH ₄ N ₂ O	m ³	341	0.004	0.00%
	家庭用機器における都市ガスの使用量	CH ₄ N ₂ O	m ³	1,975	0.011	0.00%
他人から供給された電気の使用		CO ₂	kWh	25,097,770	12,723	43.80%
自動車走行距離		CH ₄ N ₂ O	km	684,005	5	0.02%
HFC-134a封入カーエアコンの使用		HFC	台	102	1	0.00%
一般廃棄物の焼却	一般廃棄物(全量)の焼却(連続燃焼式)	CH ₄ N ₂ O	湿t	37,427	659	2.27%
	一般廃棄物(廃プラスチック)の焼却	CO ₂	乾t	4,577	12,654	43.56%
下水処理(終末処理場)		CH ₄ N ₂ O	m ³	7,631,290	520	1.79%
し尿処理(し尿処理施設)		CH ₄ N ₂ O	m ³	14,197	15	0.05%
浄化槽		CH ₄ N ₂ O	人	3,856	75	0.26%
家畜頭(羽)数		CH ₄ N ₂ O	頭・羽	27	1	0.00%
合 計					29,050	100%

第3章 前計画の目標達成状況

前計画においては、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの5年間に、2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を約12.2%削減することを総合目標とし、総合目標を達成するために、エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギー使用量の削減や一般廃棄物焼却量の削減を個別目標としてきました。

2020（令和2）年度の結果から推測すると、小中学校へのガスエアコンの導入等により、個別目標のLPGと都市ガスの使用量は目標を達成できない見込みですが、その他の燃料使用量、電力使用量及び一般廃棄物焼却量の削減等により、その他の個別目標と総合目標は達成できる見込みです。

表3 前計画の目標

		項目	2021年度の目標
総合	温室効果ガス排出量		基準年度(2013年度)から排出量を約12.2%削減します。
個別	燃料の使用	ガソリンの使用	基準年度比で使用量を8%(1%/年)削減します。
		灯油の使用	基準年度比で使用量を8%(1%/年)削減します。
		軽油の使用	基準年度比で使用量を8%(1%/年)削減します。
		A重油の使用	基準年度比で使用量を8%(1%/年)削減します。
		LPGの使用	基準年度比で使用量を8%(1%/年)削減します。
		都市ガスの使用	基準年度比で使用量を8%(1%/年)削減します。
	電気の使用	基準年度比で使用量を8%(1%/年)削減します。	
一般廃棄物の焼却	一般廃棄物(全量)の焼却(連続燃焼式)	1人1日あたりのごみ排出量を943gに削減します。	
	一般廃棄物(廃プラスチック)の焼却	廃プラスチック類の分別品目を拡大します。	

表4 前計画の目標達成状況

	項目	単位	基準	目標	達成状況	
			2013年度	2021年度	2020年度	
総合	温室効果ガス排出量	t-CO2	29,050	25,495 (12.2%削減)	23,413 (19.4%削減) ○	
個別	燃料の使用量	ガソリン	ℓ	72,781	66,959 (8%削減)	42,497 (41.6%削減) ○
		灯油	ℓ	207,415	190,822 (8%削減)	49,517 (76.1%削減) ○
		軽油	ℓ	34,450	31,694 (8%削減)	20,074 (41.7%削減) ○
		A重油	ℓ	4,700	4,324 (8%削減)	1,610 (65.7%削減) ○
		LPG	m ³	74,059	68,134 (8%削減)	105,954 (43.1%増加) ×
		都市ガス	m ³	509,064	468,339 (8%削減)	565,531 (11.1%増加) ×
	他人から供給された電気の使用量	kwh	25,097,770	23,089,948 (8%削減)	21,409,842 (14.7%削減) ○	
一般廃棄物の焼却量	全量	湿t	37,427	33,282	29,125 ○	
	廃プラスチック	乾t	4,577	3,747	3,570 ○	

表5 施設分類別 温室効果ガス排出量の推移

項目	2013(基準) (t-CO2)	2017 (t-CO2)	2018 (t-CO2)	2019 (t-CO2)	2020 (t-CO2)	2020	
						構成比 (%)	基準年度比増減 (t-CO2) (%)
庁舎・事務関連	485	519	487	505	510	2.18	25 5.2
保育園・幼稚園・小中学校	2,717	2,789	2,703	2,669	3,279	14.01	562 20.7
公民館・図書館	786	753	773	826	666	2.84	▲ 120 ▲ 15.3
廃棄物・上下水道施設	21,640	17,659	17,603	17,292	16,298	69.61	▲ 5,342 ▲ 24.7
その他	3,422	3,187	3,036	2,663	2,659	11.36	▲ 763 ▲ 22.3
合計	29,050	24,906	24,602	23,954	23,413	100	▲ 5,637 ▲ 19.4

表6 項目別 温室効果ガス排出量の推移

項目	排出 ガス	2013(基準) (t-CO2)	2017 (t-CO2)	2018 (t-CO2)	2019 (t-CO2)	2020 (t-CO2)	2020		
							構成比 (%)	基準年度比増減 (t-CO2) (%)	
燃料の使用	ガソリンの使用	CO2	169	115	110	120	99	0.42	▲ 70 ▲ 41.7
	灯油の使用	CO2	516	417	334	159	123	0.53	▲ 393 ▲ 76.1
	軽油の使用	CO2	89	55	62	67	52	0.22	▲ 37 ▲ 41.8
	A重油の使用	CO2	13	6	8	12	4	0.02	▲ 8 ▲ 65.7
	LPGの使用	CO2	443	572	560	625	694	2.96	251 56.8
	都市ガスの使用	CO2	1,166	1,228	1,149	921	1,261	5.39	95 8.2
	ディーゼル機関(定置式) における軽油の使用	N2O	0	0	0	0	0	0.00	0 100.0
	ディーゼル機関(定置式) におけるA重油の使用	N2O	0	0	0	0	0	0.00	▲ 0 ▲ 67.0
	家庭用機器における灯油 の使用量	CH4 N2O	0	0	0	0	0	0.00	▲ 0 ▲ 56.5
	家庭用機器におけるLPG の使用量	CH4 N2O	0	0	0	0	0	0.00	▲ 0 ▲ 100.0
	家庭用機器における都市 ガスの使用量	CH4 N2O	0.011	0.012	0.012	0.013	0	0.00	▲ 0 ▲ 100.0
他人から供給された電気の使用	CO2	12,723	10,709	10,518	10,094	10,084	43.07	▲ 2,639 ▲ 20.7	
自動車走行距離	CH4 N2O	5	4	4	4	3	0.01	▲ 2 ▲ 37.0	
HFC-134a封入カーエアコンの使用	HFC	1	1	2	2	2	0.01	0 37.0	
一般廃棄物 の焼却	一般廃棄物(全量)の焼却 (連続燃焼式)	CH4 N2O	659	545	532	519	493	2.10	▲ 166 ▲ 25.2
	一般廃棄物(廃プラスチック) の焼却	CO2	12,654	10,601	10,634	10,761	9,871	42.16	▲ 2,783 ▲ 22.0
下水処理(終末処理場)	CH4 N2O	520	551	589	571	626	2.68	107 20.6	
し尿処理(し尿処理施設)	CH4 N2O	15	17	16	16	15	0.06	▲ 0 ▲ 2.8	
浄化槽	CH4 N2O	75	81	81	81	81	0.35	6 8.1	
家畜頭(羽)数	CH4 N2O	1	4	2	2	4	0.02	3 206.4	
合計		29,050	24,906	24,602	23,954	23,413	100	▲ 5,637 ▲ 19.4	

表7 活動量の推移

項目		排出ガス	単位	2013 (基準)	2017	2018	2019	2020	基準年度比増減	
									(実数)	(%)
燃料の使用	ガソリンの使用	CO ₂	L	72,781	49,364	47,417	51,514	42,497	▲ 30,284	▲ 41.6
	灯油の使用	CO ₂	L	207,415	167,499	134,091	63,676	49,517	▲ 157,898	▲ 76.1
	軽油の使用	CO ₂	L	34,450	21,227	24,177	26,067	20,074	▲ 14,376	▲ 41.7
	A重油の使用	CO ₂	L	4,700	2,225	3,110	4,130	1,610	▲ 3,090	▲ 65.7
	LPGの使用	CO ₂	m ³	74,059	95,577	93,662	95,400	105,954	31,895	43.1
	都市ガスの使用	CO ₂	m ³	509,064	536,051	515,157	413,182	565,531	56,467	11.1
	ディーゼル機関(定置式)における軽油の使用	N ₂ O	L	50	75	515	155	120	70	140.0
	ディーゼル機関(定置式)におけるA重油の使用	N ₂ O	L	4,700	2,225	3,110	4,130	1,610	▲ 3,090	▲ 65.7
	家庭用機器における灯油の使用量	CH ₄ N ₂ O	L	1,731	2,444	2,073	967	684	▲ 1,047	▲ 60.5
	家庭用機器におけるLPGの使用量	CH ₄ N ₂ O	m ³	341	344	700	1,999	0	▲ 341	▲ 100.0
家庭用機器における都市ガスの使用量	CH ₄ N ₂ O	m ³	1,975	1,973	1,988	2,062	0	▲ 1,975	▲ 100.0	
他人から供給された電気の使用		CO ₂	kWh	25,097,770	22,137,931	22,211,306	21,855,440	21,409,842	▲ 3,687,928	▲ 14.7
自動車走行距離		CH ₄ N ₂ O	km	684,005	575,039	559,036	564,784	486,068	▲ 197,937	▲ 28.9
HFC-134a封入カーエアコンの使用		HFC	台	102	100	105	105	127	25	24.5
一般廃棄物の焼却	一般廃棄物(全量)の焼却(連続燃焼式)	CH ₄ N ₂ O	湿t	37,427	32,237	31,449	30,674	29,125	▲ 8,302	▲ 22.2
	一般廃棄物(廃プラスチック)の焼却	CO ₂	乾t	4,577	3,834	3,846	3,892	3,570	▲ 1,007	▲ 22.0
下水処理(終末処理場)		CH ₄ N ₂ O	m ³	7,631,290	7,908,090	8,457,790	8,196,950	8,988,970	1,357,680	17.8
し尿処理(し尿処理施設)		CH ₄ N ₂ O	m ³	14,197	14,147	13,338	13,013	12,217	▲ 1,980	▲ 13.9
浄化槽		CH ₄ N ₂ O	人	3,856	3,764	3,764	3,764	3,768	▲ 88	▲ 2.3
家畜頭(羽)数		CH ₄ N ₂ O	頭・羽	27	32	28	28	32	5	18.5

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 目標設定の考え方

地球温暖化対策の推進に関する法律では、市町村は、国が定める地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定することが規定されています。令和3年10月22日に政府は地球温暖化対策計画を改訂しましたが、日本の温室効果ガス排出量の削減目標として、2030（令和12）年度において、2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦していくことが定められました。

また政府は、事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための措置について定めた政府実行計画も策定しましたが、当該計画では、温室効果ガス排出量の削減目標として、2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で50%削減することが定められました。さらに、政府は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する「脱炭素先行地域」を選定し、市区町村等に対し交付金等の支援を行うことを公表していますが、選定にかかる評価事項として、地方公共団体実行計画【事務事業編】で定める目標が、政府実行計画で定める目標と同等であることが示されています。

これらのことから、国が定める地球温暖化対策計画に即するとともに、政府実行計画の目標や国の支援制度の動向等を踏まえ、本計画の目標を以下のとおり設定します。

この高い目標の達成には、職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、省エネの徹底によるエネルギー使用量の削減、更には施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入促進が必要となります。

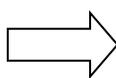
2. 総合目標

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、三島市の事務・事業から排出される温室効果ガスを、基準年度となる2013（平成25）年度から2031（令和13）年度までに50%以上削減することを目指します。

なお、国の地球温暖化対策計画等が改訂され新たな削減目標が示された場合や新たな政府の方針が示された場合等は、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

2031年度までに温室効果ガス排出量を
基準年度（2013年度）から50%以上削減します。

基準年度（2013年度）
29,050 t-CO₂



目標年度（2031年度）
14,525 t-CO₂ 以下

50%以上削減
14,525 t-CO₂ 以上

3. 個別目標

総合目標を達成するため、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」に基づくエネルギー使用量の削減目標（エネルギー原単位で年平均1%削減）や一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の目標等を考慮し、以下のとおり個別目標を設定します。

表8 温室効果ガス排出量削減のための個別目標

個別項目	2031年度の目標
燃料の使用	2020年度比で使用量を10.5%以上削減します。
他人から供給された電気の使用量	2020年度比で使用量を10.5%以上削減します。
一般廃棄物の焼却	2020年度比で一般廃棄物(全量)の焼却量を19.3%以上削減します。
	ごみのリサイクル率を21%に向上します。
自動車の走行	ガソリン車の50%以上を次世代自動車に変更します。

表9 個別目標を達成した場合の温室効果ガス排出量（2031年度）の推計

項目		排出ガス	活動量		排出量	
			単位	活動量	t-CO ₂	構成比
燃料の使用	ガソリンの使用	CO ₂	L	21,893	51	0.35%
	灯油の使用	CO ₂	L	44,318	110	0.77%
	軽油の使用	CO ₂	L	16,578	43	0.30%
	A重油の使用	CO ₂	L	1,610	4	0.03%
	LPGの使用	CO ₂	m ³	94,812	621	4.31%
	都市ガスの使用	CO ₂	m ³	506,151	1,129	7.83%
	ディーゼル機関(定置式)における軽油の使用	N ₂ O	L	120	0.002	0.00%
	ディーゼル機関(定置式)におけるA重油の使用	N ₂ O	L	1,610	0.032	0.00%
	家庭用機器における灯油の使用量	CH ₄ N ₂ O	L	612	0.009	0.00%
他人から供給された電気の使用		CO ₂	kWh	19,176,363	4,794	33.24%
自動車走行距離		CH ₄ N ₂ O	km	363,765	2	0.01%
HFC-134a封入カーエアコンの使用		HFC	台	127	2	0.01%
一般廃棄物の焼却	一般廃棄物(全量)の焼却(連続燃焼式)	CH ₄ N ₂ O	湿t	23,506	398	2.76%
	一般廃棄物(廃プラスチック)の焼却	CO ₂	乾t	2,369	6,550	45.42%
下水処理(終末処理場)		CH ₄ N ₂ O	m ³	8,956,610	624	4.33%
し尿処理(し尿処理施設)		CH ₄ N ₂ O	m ³	7,526	9	0.06%
浄化槽		CH ₄ N ₂ O	人	3,768	81	0.56%
家畜頭(羽)数		CH ₄ N ₂ O	頭・羽	32	4	0.03%
合 計					14,422	100%

※1 燃料の使用量、他人から供給された電気の使用量を2020年度比で10.5%削減した。

※2 国の地球温暖化対策計画と整合を図り、他人から供給された電気の使用にかかる温室効果ガス排出係数を0.00025t-CO₂/kwhとした。また、他の排出係数は2020年度の値を維持した。

※3 ガソリン車の50%が次世代自動車(ハイブリッド20%、プラグインハイブリッド10%、電気自動車20%)に変わることとしてガソリン使用量や自動車走行距離を推計した。

※4 一般廃棄物(全量)の焼却量は、一般廃棄物処理基本計画の目標(1人1日あたりのごみ排出量800g)に第5次三島市総合計画の人口ビジョンを乗じた値から、資源化量、集団回収量及び埋立量の予測値を除き算出した。

※5 一般廃棄物(廃プラスチック)の焼却量は、全量の焼却量に廃プラスチックの割合を乗じた値から、水分を除き算出した。焼却ごみ中の廃プラスチックの割合は、一般廃棄物処理基本計画の目標(ごみのリサイクル率を21%に向上)を踏まえ、20%に設定した。

第5章 温室効果ガス排出量削減のための取組

1. 取組方針

近年の市民サービス向上等に伴い電気使用量等が増加する中、当計画の総合目標である「2031（令和13）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から50%以上削減する」という目標を達成するため、以下の方針に沿った取組を推進します。

（1）公共施設の省エネルギー化の推進

建築物等の建設や設備等の導入に際し省エネルギー化を推進するとともに、施設の管理運営面において、省エネに向けた運用改善を行います。

（2）再生可能エネルギーの率先導入

公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的に推進するとともに、他の再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用について調査研究を行います。

（3）職員の率先行動と意識の向上

職員の地球温暖化対策にかかる率先行動を推進するとともに、職員一人ひとりのさらなる意識の向上を図ります。

（4）ごみの減量と資源化の推進

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づき、ごみの減量や資源化を推進します。

（5）次世代自動車の導入の推進

環境負荷の少ない電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入を計画的に推進します。

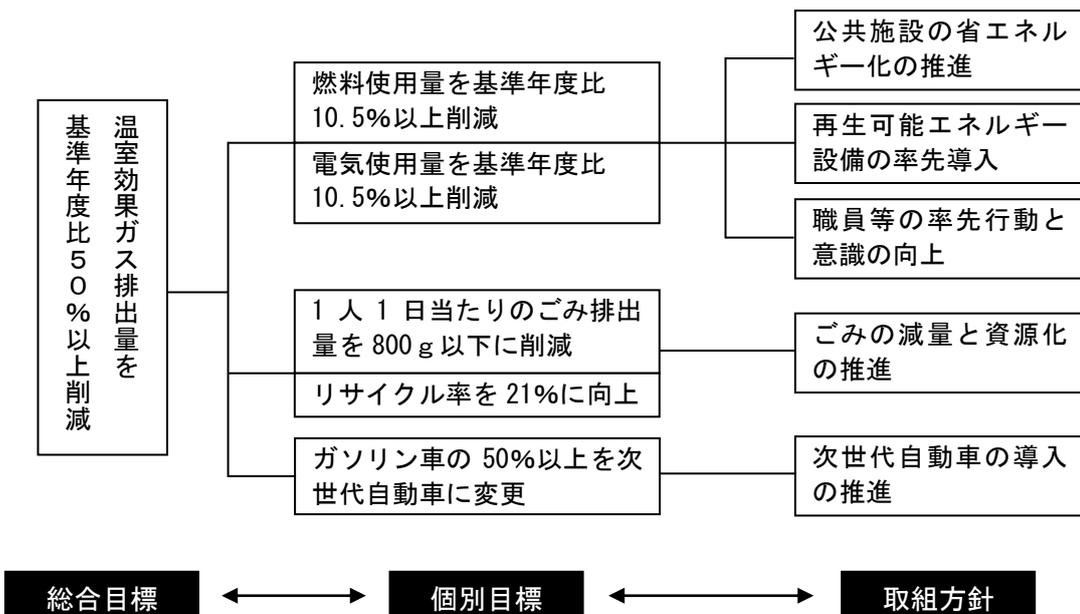


図2 温室効果ガス排出量削減のための取組の体系図

2. 具体的な取組内容

(1) 公共施設の省エネルギー化の推進

ア 建築物やインフラ施設等における省エネルギー化の推進

- (ア) 建設する公共建築物やインフラ施設等は、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出削減に配慮したもとして整備するよう努めます。
- (イ) 建築物省エネ法の対象となる公共建築物を建設する際は、同法で定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるよう努めます。
- (ウ) 新たに建設する公共建築物は、建物内で消費するエネルギー消費を実質ゼロにする ZEB（ゼブ）や ZEH（ゼッチ）となることを目指します。
- (エ) 新たに建設する公共建築物には、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入を推進し、エネルギー消費の見える化及び最適化を図ります。
- (オ) 新たに公共建築物を建設する際には、デマンドコントロールシステムの導入を検討します。
- (カ) 公共建築物やインフラ施設等の建設に当たっては、温室効果ガスの排出削減に資する建設資材等の選択や、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を推進します。
- (キ) 木材利用促進法に基づき、公共建築物等を整備する際の木造化や木質化に努めます。

イ 設備・機器における省エネルギー化の推進

- (ア) 設備の新設や更新にあたっては設備投資効果を十分検討し、省エネ性能の高い高効率な設備の導入に努めます。
- (イ) 設備のエネルギー効率の低下を防ぐため、日常点検や定期点検、法定検査を適切に行い、設備を良好かつ安全な状態に維持します。
- (ウ) 公共施設の LED 化を早急に進めます。またその際は、費用対効果を勘案したうえで人感センサーや調光システムなどの照明制御システムの導入を検討します。
- (エ) 新たに照明設備を導入する際は、自然採光を最大限使用するとともに、エリアに配慮したスイッチ回路を推進します。
- (オ) 空調設備の新設や改修にあたっては、高効率な設備を導入するよう努めます。
- (カ) 公共建築物の断熱性能や遮熱性能の向上に努め、空調設備の負荷軽減を図ります。
- (キ) 公共施設の緑化や保水性舗装を推進し、気温低減効果による空調設備の負荷軽減を図ります。
- (ク) パソコンやコピー機等の OA 機器を更新する際には、省エネ性能の高い機器にするよう努めます。

- (ク) ポンプ等動力設備のインバータ化を推進します。
- (コ) 複数のポンプ等動力設備を使用する場合は、設備全体のエネルギー効率を考慮して稼働台数の調整や負荷の適正配分を行います。
- (カ) 庁舎等公共施設の冷水機や自動販売機の設置台数を見直すとともに、エネルギー効率の高い機器の設置を推進します。
- (シ) 設備や機器の新設や更新にあたっては、ESCO 事業やリース等の民間の資金やノウハウ等を活用した手法の導入について検討を行います。
- (ス) 省エネルギー設備の技術開発の状況や新たな製品の情報を収集するなど、更なる省エネ化に向けた調査・研究を行います。

ウ 施設の管理運営における省エネルギー化の推進

- (ア) 施設の管理運営面で省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出削減に努めます。
- (イ) EMSにより随時エネルギー使用量の計測記録を行い、エネルギー使用量を適正に管理します。
- (ウ) 施設の運用改善により、最大デマンドを出来る限り抑えた管理運営に努めます。
- (エ) 職員によるエネルギー消費データの分析や専門業者による省エネルギー診断等により、設備の運用改善を行うことでエネルギー消費量の削減を図ります。
- (オ) エネルギー消費量や運転状況に異常がある時は、原因の早期発見に努め適切な修繕を行います。
- (カ) 省エネ法の特定事業者として公共施設のエネルギー使用の合理化を図ります。

(2) 再生可能エネルギーの率先導入

ア 公共施設への導入

- (ア) 既存の公共施設における太陽光発電設備の設置可能性調査を行い、設置可能な箇所には、最大限設置するよう努めます。
- (イ) 新設する公共施設には、太陽光発電設備を最大限設置するよう努めます。
- (ウ) 建物の屋上に太陽光発電設備を設置する際は、耐震性や防水性に十分配慮します。
- (エ) 太陽光発電設備を設置する際には、市の直営による整備だけでなく、P P Aモデル等による民間活力を活用した整備についても検討を行います。
- (オ) 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、公共施設への蓄電池の導入を推進します。
- (カ) 下水汚泥、生ごみ及び木質チップなどバイオマス資源の利活用について調査・研究を行います。
- (キ) 水素エネルギーや他の再生可能エネルギーの利活用について調査研究を行います。
- (ク) 他の自治体等における率先のかつ優良な取組事例の情報収集を行います。
- (ケ) 他人から供給される電力については、費用対効果を勘案したうえで、可能な限り、再生可能エネルギー由来の電力やCO2排出係数の低い電力を調達するよう努めます。
- (コ) 電力消費に伴う二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する「脱炭素先行地域」の選定に向けた検討を行います。
- (サ) 再生可能エネルギー設備の技術開発の状況や新たな製品の情報を収集し、更なる再エネ設備の導入に向け調査・研究を行います。

イ 一般廃棄物処理施設への導入

- (ア) 新たな中間処理施設を建設する際は、廃棄物の焼却熱を利用して発電等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設への更新を推進します。
- (イ) 新たな中間処理施設を建設する際は、焼却熱を利用した発電等が効率的に行えるごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化について検討を行います。
- (ウ) 埋立終了後の最終処分場や最終処分場廃止後の跡地への太陽光発電設備の導入について、他の用途との整合や費用対効果等を勘案する中で検討を行います。

(3) 職員等の率先行動と意識の向上

ア 全般的な取組

- (ア) 市民サービスや事務効率の低下並びに職員の健康被害を招かない範囲で、エネルギー使用機器の省エネ運転や効率的運転に努めます。
- (イ) 職員への節電、節ガス等の周知徹底を図るとともに、施設利用者への協力を呼びかけます。
- (ウ) 施設の管理運営に携わる委託業者や指定管理者がある場合は、それらに対し、契約や協定等に基づく温室効果ガス排出量削減にかかる取組の要請のほか、任意の協力要請を行います。
- (エ) 毎月 10 日、20 日はエコエコデーとし、超過勤務を控え電気やガス等のエネルギーの使用を抑えます。
- (オ) 夏場のクールビズ、冬場のウォームビズを推奨します。
- (カ) 計画的な定時退庁による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議の活用等、温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制の推進に努めます。
- (キ) 環境マネジメントシステムに基づく研修等を通じ、地球温暖化対策に関する職員の意識向上を図ります。
- (ク) 2050 年カーボンニュートラルに対する意識を常に持つとともに、政府が進める国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策に資する行動に努めます。
- (ケ) SDGS の目標達成と持続可能な社会の実現に向け、職員等が率先して地球温暖化対策に取り組んでいきます。

イ エネルギー使用機器に関する取組

- (ア) 機器を使用していない時、場所ではこまめに電源を切ります。
- (イ) 機器に省エネモードがある場合は、最大限設定を行います。
- (ウ) 窓口業務のある部署を除き、原則、昼休み（12 時～13 時）は消灯することとし、使用していないエリアの消灯を徹底します。
- (エ) 自然採光を最大限に利用します。
- (オ) 冷暖房機器の使用は、室内温度 28 度を越えたとき、または室内温度 19 度に満たないときのみ必要最小限使用します。
- (カ) 使用していないエリアの空調を停止します。
- (キ) ブラインドやカーテンを有効利用し、空調負荷の軽減を図ります。
- (ク) 夏場においては緑のカーテンを活用し、空調負荷の軽減を図ります。
- (ケ) 運転効率の向上のため、フィルター（室内機・室外機）の清掃や障害物の除去を定

期的に行います。

- (コ) ガス湯沸かし器は、必要最小限の使用に留めます。
- (カ) プリンターやコピー機については、スリープモードを最大限活用します。
- (キ) 使用していない機器は、プラグを抜くかOAタップ等を用いて、待機電力を削減します。
- (ク) エレベーター設置施設では、支障のない限り3階程度までは階段を利用します。
- (ケ) フロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン排出抑制法に基づく機器の点検等を適正に行い、使用時の漏えい対策に取り組みます。

ウ 契約に関する取組

- (ア) グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達を円滑にするための方針」を策定するとともに、当該方針や環境マネジメントシステムの手順書等に基づく物品の調達等により、グリーン購入の推進に努めます。
- (イ) 環境配慮契約法に基づく「環境配慮契約の推進に関する方針」の作成及び当該方針に基づくグリーン契約の締結等により、環境配慮契約の推進に努めます。

エ 移動に関する取組

- (ア) 業務に支障のない範囲において、短距離の移動には、公用自転車やシェアサイクルを積極的に活用します。
- (イ) 通勤時や業務時の移動に、徒歩、自転車、鉄道やバス等の公共交通機関の利用を推進します。
- (ウ) 急発進や急加速をやめ、経済走行運転を行い、早めのアクセルオフを行うなど、エコドライブを推進します。

(4) ごみの減量と資源化の推進

ア ごみの排出抑制

- (ア) 食品ロス削減推進計画を策定するとともに、市民対象の講座やフードドライブ等の各種施策を推進し、食品ロスの削減に努めます。
- (イ) コンポスト・ぼかし容器の無償貸与事業を継続するとともに、本市の特性を踏まえた効果的な生ごみ減量方法について調査研究を行います。
- (ウ) 商品包装の簡素化や詰め替え商品の利用等について周知啓発に努めます。
- (エ) 使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた啓発に努めます。
- (オ) フリーマーケットやもったいない市の開催、不用品活用バンクの周知等により、不用品の再利用を推進します。
- (カ) 事業系ごみの適正処理について指導を行うとともに、多量排出事業者に対してごみの減量への協力を要請します。
- (キ) 施策の推進による3Rの効果、市の財政状況、他自治体の状況等を総合的に勘案し、生活系収集ごみの有料化をはじめとする一般廃棄物処理手数料の見直しについて検討を行います。

イ ごみの資源化の推進

- (ア) ごみの分け方・出し方など広報誌のほか、アプリやAIを活用した周知により、適正なごみの分別を推進します。
- (イ) 環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働で、ミックス古紙をはじめとする資源物の分別徹底について啓発に努めます。
- (ウ) 衣類や靴・革製品等の拠点回収の利用について周知に努めます。
- (エ) スーパー等が実施する資源物の自主回収・再資源化について周知を図ります。
- (オ) プラスチック資源循環促進法に基づく廃プラスチック類の資源化など、分別収集品目や資源化品目の拡大について検討を行います。

ウ 環境教育等による意識啓発の推進

- (ア) 小中学生等に対する環境教育に努め、ごみ問題について自ら考え、率先して行動する人づくりを推進します。
- (イ) 各種団体への出前講座を積極的に開催し、市民等のごみ処理に対する意識啓発を図ります。

(5) 次世代自動車の導入の推進

公用車への率先導入

- (ア) 公用車（二輪も含む）の買い替えやリース契約を更新する際には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車などの次世代自動車を最大限導入するよう努めます。
- (イ) 次世代自動車を導入する際や公共施設を新設する際には、充電設備を最大限導入するとともに、市民や事業者が利用できる環境の整備についても検討を行います。
- (ウ) 充電設備を整備する際には、併せてソーラーカーポート等の設置を検討し、充電する電力を出来る限り再生可能エネルギー由来の電力とするよう努めます。
- (エ) 公用車のカーシェアリングについて検討を行います。
- (オ) 公用車の効率的な利用を推進するとともに、公用車の使用実態等を精査し、最適な台数の確保に努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

第1～4期と同様、環境マネジメントシステム（EMS）に定められた管理体制及び推進組織を本計画の推進体制とし、EMSの枠組みの中で計画を推進していきます。

また、一部事務組合については、組合事務局の管理の下、計画を推進していきます。

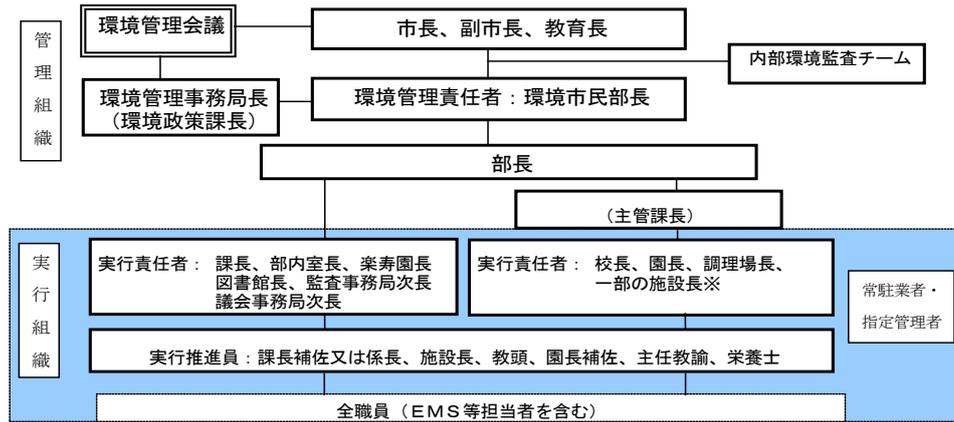


図3 環境マネジメントシステムの組織図

2. 計画の進行管理

環境マネジメントシステムの「PLAN（計画）」、「DO（実施）」、「CHECK（点検）」、「ACTION（見直し）」というPDCAサイクルを毎年度実施することにより、計画を着実に推進していきます。

また、計画の中間見直しの際には、前期における目標の達成状況や施策の進捗状況等を総合的に点検・評価し、社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえながら、計画の見直しを行います。

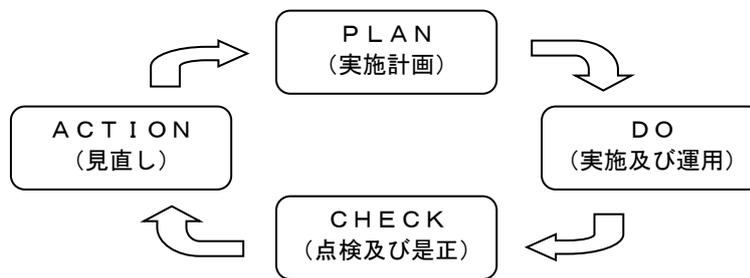


図4 計画の進行管理（PDCAサイクル）

3. 公表

毎年度、対象となる施設のエネルギー使用量等から温室効果ガス排出量を算定し、取り組みの実施状況とあわせ、環境報告書や市のホームページ等で公表します。

参 考 資 料

1. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
 - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村(地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。)は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項(第六項に規定する都道府県の基準を含む。)を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基

づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

2. 地球温暖化対策計画（令和三年十月二十二日 閣議決定）

○ 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO2)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.6	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.7	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO2、メタン、N2O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO2)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

○ 地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

- ①計画の期間等の基本的事項
- ②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標
- ③具体的な取組項目及びその目標
 - ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理

事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた全ての行政事務を対象とする。

- ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- ・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

- ・定期的実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年 1 回公表する。
- ・点検・評価結果の公表に当たっては、温室効果ガス総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との定期的な比較等を行い、これらと併せて可能な限り詳細に公表する。
- ・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

こうした取組を促進するため、国は、地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システムなどの情報基盤整備と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援を行うものとする。さらに、地方公共団体の公表した結果を取りまとめ、一覧性を持たせて公表するものとする。

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、電力、自動車、船舶、ESCO、建築物設計、建築物維持管理及び産業廃棄物の 7 分野を中心に、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、木材利用促進法に基づく公共建築物における木材利用に努めるものとする。

3. 温室効果ガス排出係数（2020年度）

（1）二酸化炭素（CO₂）の排出係数

算定項目		単位	排出係数	地球温暖化係数
燃料の使用	ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.32	1
	灯油	kg-CO ₂ /L	2.49	
	軽油	kg-CO ₂ /L	2.58	
	A重油	kg-CO ₂ /L	2.71	
	LPG	kg-CO ₂ /kg	3.00	
	都市ガス	kg-CO ₂ /Nm ³	2.23	
電気の使用A		kg-CO ₂ /kWh	0.457	
電気の使用B		kg-CO ₃ /kWh	0.445	
電気の使用C		kg-CO ₄ /kWh	0.391	
電気の使用D		kg-CO ₅ /kWh	0.524	
一般廃棄物(廃プラスチックの焼却)		kg-CO ₂ /乾t	2,765	

（2）メタン（CH₄）の排出係数

算定項目		単位	排出係数	地球温暖化係数	
一般廃棄物焼却量(全量)		連続燃焼式	kg-CH ₄ /湿t	0.00095	25
家庭用機器における燃料の使用	灯油		kg-CH ₄ /L	0.00035	
	LPG		kg-CH ₄ /kg	0.00023	
	都市ガス		kg-CH ₄ /Nm ³	0.00020	
	自動車の走行距離	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	kg-CH ₄ /km	
軽乗用車			kg-CH ₄ /km	0.00001	
普通貨物車			kg-CH ₄ /km	0.000035	
小型貨物車			kg-CH ₄ /km	0.000015	
軽貨物車			kg-CH ₄ /km	0.000011	
特殊用途車			kg-CH ₄ /km	0.000035	
ハイブリッド		kg-CH ₄ /km	0.000025		
軽油		普通・小型乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000020	
		普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015	
		小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000076	
		特殊用途車	kg-CH ₄ /km	0.000013	
	バス	kg-CH ₄ /km	0.000017		
下水処理量(終末処理場)		kg-CH ₄ /m ³	0.00088		
し尿処理量(し尿処理施設)		kg-CH ₄ /m ³	0.038		
浄化槽		kg-CH ₄ /人	0.59		
家畜の飼養(消化管内発酵)	馬	kg-CH ₄ /頭	18		
	山羊	kg-CH ₄ /頭	4.1		
	豚	kg-CH ₄ /頭	1.1		
家畜のふん尿処理等	馬	kg-CH ₄ /頭	2.1		
	山羊	kg-CH ₄ /頭	0.18		
	豚	kg-CH ₄ /頭	1.5		
	鶏	kg-CH ₄ /羽	0.011		

(3) 一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

算定項目		単位	排出係数	地球温暖化係数	
ディーゼル機関(定置式)における燃料の使用	軽油	kg-N ₂ O/L	0.000064	298	
	A重油	kg-N ₂ O/L	0.000066		
家庭用機器における燃料の使用	灯油	kg-N ₂ O/L	0.000021		
	LPG	kg-N ₂ O/kg	0.000046		
	都市ガス	kg-N ₂ O/Nm ³	0.000004		
自動車の走行距離	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	kg-N ₂ O/km		0.000029
		軽乗用車	kg-N ₂ O/km		0.000022
		普通貨物車	kg-N ₂ O/km		0.000039
		小型貨物車	kg-N ₂ O/km		0.000026
		軽貨物車	kg-N ₂ O/km		0.000022
		特殊用途車	kg-N ₂ O/km		0.000035
	ハイブリッド	kg-N ₂ O/km	0.0000005		
	軽油	普通・小型乗用車	kg-N ₂ O/km		0.000007
		普通貨物車	kg-N ₂ O/km		0.000014
		小型貨物車	kg-N ₂ O/km		0.000009
		特殊用途車	kg-N ₂ O/km		0.000025
バス		kg-N ₂ O/km	0.000025		
一般廃棄物焼却量(全量)	連続燃焼式	kg-N ₂ O/湿t	0.0567		
下水処理量(終末処理場)		kg-N ₂ O/m ³	0.00016		
し尿処理量(し尿処理施設)		kg-N ₂ O/m ²	0.00093		
浄化槽		kg-N ₂ O/人	0.023		
家畜のふん尿処理等	豚	kg-N ₂ O/頭	0.56		
	鶏	kg-N ₂ O/羽	0.0293		

(4) ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出係数

算定項目	単位	排出係数	地球温暖化係数
HFC-134a 封入カーエアコンの使用	kg-HFC/台	0.010	1430

4. 用語解説

◆一般廃棄物

日常生活や事業活動から生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

◆インバータ

電圧や周波数を変更するため、交流の電気を直流に変換し、再度交流に戻す装置。インバータは電圧や周波数を自在に作り出す事ができ、周波数を制御することで、モーターの回転速度を連続的かつ自在に制御することができる。

◆インフラ施設

公共的な機能を担う施設で、道路、治水施設、港湾、鉄道、公園、上下水道、通信施設、エネルギー供給施設などが含まれる。

◆エネルギー原単位

「原油換算エネルギー使用量」を「生産数量その他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値」で除した値。「生産数量その他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値」は事業者が事業場ごとに定めることになっている。

◆カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

◆環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、それらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、そのための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS-Environmental Management System)という。

◆ごみのリサイクル率

資源化量（自治会等による集団回収量を含む）をごみ排出量（自治会等による集団回収量を含む）で除した割合のこと。

◆次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など、二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、あるいは燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。

◆省エネ法の特定事業者

設置しているすべての工場等（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の年間エネルギー使用量の合計が、原油換算で1,500k1以上である事業者が「特定事業者」とみなされる。

◆デマンド

30分間における平均使用電力のこと。最大デマンドとは、需要家を使用した電力を30分毎に計量し、そのうち月間で最も大きい値のことをいい、契約電力500kW未満の需要家は、当月を含む過去1年間の最大デマンドが契約電力となる。

◆デマンドコントロールシステム

受電設備における最大デマンド（最大需要電力）の発生を監視するシステム。需要家自らがデマンドの目標値を設定して電気機器を管理することで、最大デマンドが大きくなることを抑制し、契約電力の減少を図ることができる。

◆都市ガス

メタン（燃える気体）を主な成分に持つ天然ガス。海外から輸入する液化天然ガス（LNG）が大半を占める。

◆フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

◆A重油

重油の中でも軽油に近い性状で、農耕機や漁業用の中小型船舶の燃料として使用されるほか、工場やビル、ビニールハウスのボイラー・暖房などにも使用される。

◆BEMS

照明、空調、給湯機器などのエネルギー機器に関して、その電力使用量の可視化や節電のための制御などを行うシステムのうち、ビル向けのエネルギー監理システムのこと。

◆ESCO事業

ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、人材、資金などを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資、金利返済、経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

◆LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長い。

◆LPG

プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス（LPG）。大半を海外から輸入している。

◆PPAモデル

電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの無償設置と運用・保守を行う。また同時に、PPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う。

◆ZEH（ゼッチ）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

◆ZEB（ゼブ）

省エネにより年間の一次エネルギー消費量を50%以上削減し、それに加え、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量を正味ゼロまたはマイナスとすることを目指した建築物。